

一時的区域拡大の申請について

○訪日外国人

訪日外国人旅行者の増加傾向に対応することを目的として、訪日外国人旅行者を旅客とする運送について、通達の基準に基づき、臨時の営業区域の拡大を認可します。

○リフト付バス

リフト付(車いす、ストレッチャー利用者向け)の貸切バスの輸送力不足に対応し、車いす利用者等の利便性向上を目的として、通達の基準に基づき、セーフティバス事業者安全性評価認定を受けている事業者に限り、リフト付きバスの臨時の営業区域の拡大を認可します。

<申請方法>

【認可申請】

- 「一般貸切旅客自動車運送事業の事業計画変更認可申請書(営業区域の「臨時」の拡大)」を各運輸支局を通さず東北運輸局へ**2部**、郵送で提出してください。
- 直接当局へ持ち込んで提出いただいても構いませんが、確認等に時間を要する場合がございますのでご了承ください。
- 切手を貼付した返信用封筒を同封ください。
- 認可後、認可書と控書類として申請書1部を郵送で返付いたします。

【変更届出書】

- 認可後に変更が生じた場合、「一般貸切旅客自動車運送事業の事業計画変更認可(営業区域の「臨時」の拡大)に係る届出書」を各運輸支局を通さず東北運輸局へ**1部**、郵送で提出してください。
- 直接当局へ持ち込んで提出いただいても構いませんが、確認等に時間を要する場合がございますのでご了承ください。
- 控書類として届出書の写しをメールで送付いたします。
- 郵送での返付をご希望の場合は、返付用の当該届出書1部(合計2部)と切手を貼付した返信用封筒を同封ください。

<申請書・届出書提出先>

東北運輸局自動車交通部旅客第一課

〒983-8537

宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地

電話:022-791-7529

東北運輸局長 殿
(支局長経由不要)

住 所
氏名又は名称
代 表 者 名
連絡先電話番号(必須)
申請担当者名(必須)
メールアドレス(必須)

一般貸切旅客自動車運送事業の事業計画変更認可申請書
(営業区域の「臨時」の拡大)

このたび、下記のとおり一般貸切旅客自動車運送事業の事業計画の変更をしたいので、道路運送法第15条第1項及び同法施行規則第14条の規定により申請します。

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の^記氏名
住 所
氏名又は名称
代 表 者 名
- 事業の種別
一般貸切旅客自動車運送事業
- 変更しようとする事項
営業区域 新 東北運輸局管内全域、北海道、〇〇県
(※東北管内以外の区域の拡大を申請する場合は追加して記載してください。
なお、既に当該認可を受けた事業者のうち、東北管内以外の区域を追加で拡大する場合は、
拡大する道県を管轄する地方運輸局に申請してください。)
旧 〇〇県(※現在の事業許可に伴う営業区域を記載してください。)
- 運輸上必要である理由
訪日外国人旅行者の増加に伴い、東北運輸局管内及び隣接県の各営業区域内における貸切バスの供給力の不足が見込まれることから、臨時的に営業区域の拡大を行う必要があるため。
- 期間(認可日以外を実施予定日としている場合のみ記入)
令和 年 月 日から令和8年3月31日まで
- 適用する運賃及び料金 (該当する□にチェックすること)
 既に届出済みの運賃及び料金(適用臨時営業区域:東北運輸局管内全域)
 運賃及び料金設定届出書のとおり(適用臨時営業区域:)
- 添付書類
運行管理等計画書、宣誓書、貸切バス事業者安全性評価認定書の写し

(官庁使用欄)

認 可 書

東自旅一第 号

以下の条件を付し、上記申請のとおり認可する。

- 条件
- 取扱旅客は、訪日外国人旅行者に限る。
 - 運行管理等計画書の記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ報告すること。
 - 貸切バス事業者安全性評価認定制度による認定の取消又は失効(以下「認定の取消等」という。)があった場合には、認定の取消等の後1ヶ月以内に臨時営業区域の設定を行わない旨の事業計画とする事業計画の変更認可申請をしなければならない。
 - 令和8年2月15日までに、令和8年1月31日までのこの認可に係る輸送実績報告書を提出すること。また、臨時に報告を求められた場合には直ちに報告を行うこと。なお、いずれも提出期限は厳守すること。
 - この認可は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

令和 年 月 日

東北運輸局長

運行管理等計画書

1 運行管理及び整備管理を行う営業所 ※該当の営業所が複数ある場合はすべて記載

名称	
位置	

2 運行管理・整備管理の体制 ※複数人選任されている場合は、営業所ごと全員記載

運行管理者名	
整備管理者名	

3 遠隔地の運転者への運行指示書の交付・受領方法

交付・受領方法	
---------	--

4 点呼が確実に実施できる体制

遠隔地における点呼実施者	
遠隔地における点呼実施方法	
飲酒等の確認方法	
健康状態の把握方法	
日常点検実施者	
日常点検実施場所	

5 期間中の事業用自動車の保管場所並びに乗務員の休憩・睡眠場所

事業用自動車の保管場所	乗務員の休憩・睡眠場所
	乗務員携帯電話番号:

※ 泊まりの際の車両保管場所、休憩・睡眠場所についてのみ記載すること。
具体的な地番は不要。

(例) 保管場所=〇〇ホテル駐車場 休憩・睡眠施設=〇〇ホテル客室

※ 日帰り運行(上記1の本来の営業所に帰還する)の場合は「日帰り」と記載すること。

6 拡大営業区域を運行する事業用自動車

自動車登録番号	自動車検査証上の乗車定員	車種区分 (大型・中型・小型・通勤用)	所属営業所
	名		
	名		
	名		
	名		
	名		

※ 認可後変更が生じた場合はあらかじめ届け出ること

東北運輸局長 殿

宣 誓 書

- 1 当社の役員には道路運送法第7条各号に該当する者はありません。
- 2 当社は、道路運送法(昭和26年法律第183号)、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)、タクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号)及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号)等の違反により申請日前3ヶ月間に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けて(法人であるものが処分を受けた場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者が当社の役員となっていないことを含む。)おりません。
- 3 当社は、道路運送法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前6ヶ月間に50日車を超え190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けて(法人であるものが処分を受けた場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者が当社の役員となっていないことを含む。)おりません。
- 4 当社は、道路運送法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前1年間に190日車を超える輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けて(法人であるものが処分を受けた場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者が当社の役員となっていないことを含む。)おりません。
- 5 当社は、申請日前1年間に自らの責に帰する重大事故を発生させておりません。
- 6 当社は、申請日前1年間に特に悪質と認められる道路交通法の違反(酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検(無保険)運行及び救護義務違反(ひき逃げ)等)がありません。
- 7 当社は、旅客自動車運送事業報告規則(昭和39年運輸省令第21号)及び自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)に基づく各種報告書の提出を適切に行っております。

上記のとおり相違ないことを宣誓いたします。

事実を反した場合は、許可の取消等の処分を受けても異議の申し立てはいたしません。

令和 年 月 日

住 所
名 称
代表者名

令和 年 月 日

東北運輸局長 殿
(支局長経由不要)住 所
氏名又は名称
代 表 者 名
連絡先電話番号(必須)
届出担当者名 (必須)
メールアドレス(必須)

一般貸切旅客自動車運送事業の事業計画変更認可（営業区域の「臨時」の拡大）に係る届出書

このたび、平成・令和 年 月 日付け東自旅一第 号認可の添付書類運
行管理等計画書の内容を変更したいので、下記のとおり届出します。

※当該認可を受けた年月日と認可番号を記載してください。

記

- 1 変更しようとする事項（詳細は別紙のとおり）
- 運行管理及び整備管理を行う営業所
 - 運行管理・整備管理の体制
 - 遠隔地の運転者への運行指示書の交付・受領方法
 - 点呼が確実に実施できる体制
 - 期間中の事業用自動車の保管場所並びに乗務員の休憩・睡眠場所
 - 拡大営業区域を運行する事業用自動車

2 変更理由

3 変更する日

令和 年 月 日

(官庁使用欄)

受 理 書

提出のとおり受理する。

令和 年 月 日

東北運輸局自動車交通部長

留意事項

事業用自動車を変更する場合は、交付済みの認可書の写し及び本受理書の写しを当該自動車に備え置くとともに、当局職員から請求があったときはこれを提示しなければならない。

【項目別に変更後の内容をすべて記載して下さい】
(※項目内で変更にならない事項があってもそれを含めて併せて記載して下さい)

1 運行管理及び整備管理を行う営業所 ※該当の営業所が複数ある場合はすべて記載

名称	
位置	

2 運行管理・整備管理の体制 ※複数人選任されている場合は、営業所ごと全員記載

運行管理者名	
整備管理者名	

3 遠隔地の運転者への運行指示書の交付・受領方法

交付・受領方法	
---------	--

4 点呼が確実に実施できる体制

遠隔地における点呼実施者	
遠隔地における点呼実施方法	
飲酒等の確認方法	
健康状態の把握方法	
日常点検実施者	
日常点検実施場所	

5 期間中の事業用自動車の保管場所並びに乗務員の休憩・睡眠場所

事業用自動車の保管場所	乗務員の休憩・睡眠場所
	乗務員携帯電話番号：

6 拡大営業区域を運行する事業用自動車

自動車登録番号	自動車検査証上の乗車定員	車種区分 (大型・中型・小型・コミューター)	所属営業所
	名		
	名		
	名		
	名		
	名		